

令和2年4月23日

債務保証契約締結融資機関 御中

岩手県農業信用基金協会

当協会における当面の業務執行体制について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当協会の業務運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月7日の新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」及び4月16日の全都道府県への拡大に伴い、当協会の業務執行体制を下記のとおりとさせていただきますので、大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 業務執行体制について

農業者等への円滑な資金融通を図るため、通常時と同様の業務内容を維持します。

なお、保証承諾等の優先業務に従事する職員の同時感染を回避するため、2班でのスプリット体制とし、職員数を抑えての業務となりますので、保証審査等について、通常時よりもお時間をいただく場合があります。

2 期間

令和2年4月27日（月）～令和2年5月8日（金）

3 事務所窓口について

事務所へのご来店につきましては、ご遠慮いただくようお願いいたします。

以上

担当窓口

岩手県農業信用基金協会 業務部

担当 佐々木（一）

電話 019-626-8564